

生駒市子ども計画にかかる施策の体系（案）

1. こどもの権利が尊重されるまち

- (1) こどもの権利の理解促進
- (2) こどもの意見表明、意見反映
- (3) こどもの権利保障（不登校、いじめ、虐待、社会的養育、ヤングケアラー等）

2. こどもが健やかに育つまち

- (1) 遊び・体験活動の充実（文化芸術・スポーツ、農業・自然体験等）
- (2) こどもの居場所づくり
- (3) こどもの心のケア（自殺対策を含む）
- (4) こどもの発達支援

3. 若者の社会的自立を応援するまち

- (1) 社会参加や就労支援（地域活動への参加、引きこもりへの支援、メンタルヘルス）
- (2) 結婚に対する支援

4. 安心して子育てができるまち

- (1) 妊娠前からの切れ目のない支援
（健診、予防接種、子育て講座、小児医療、思春期のプレコンセプションケア等）
- (2) 多様な保育サービスの提供（保育、学童等）
- (3) 配慮が必要な家庭への支援（ひとり親、貧困家庭）
- (4) 子育て家庭への経済的支援と相談・情報提供等の充実（保育無償化、医療費助成等）

5. こども・若者、子育て家庭を応援するまち

- (1) 地域の力の活用
（ファミリーサポートなど子育てを支える地域人材の育成、地域の見守り活動（企業））
- (2) 安全・安心な環境の整備（防犯、有害環境への対応、交通安全）
- (3) ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の啓発（育休、男性の育児参画等）
- (4) 地域でこどもを大切にする文化の醸成